

# 品確法改正を受けた官庁営繕事業に係る設計業務等の取組

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の改正(令和元年6月14日)を受けた、官庁営繕事業に係る設計業務等の取組は以下のとおり。【ポイント: 主な項目に対する取組を整理。赤字が改正後の取組。】

主な項目	品確法・基本方針・運用指針	官庁営繕の取組
【業務発注段階】		
① 予定価格の適正な設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履行の実態等を的確に反映した積算を行う</li> <li>・最新の業務履行の実態等を踏まえて積算基準を見直す</li> </ul>	※赤字は品確法改正R1.6.14以降の取組 ○「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」制定(H21.4、H31.2改定)
② ダンピング受注の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定する</li> </ul>	○「低入札価格調査基準」設定(H19.4～)
③ 履行時期の平準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な発注、繰越明許費や債務負担行為の活用により、実施の時期の平準化を図る</li> </ul>	○「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」作成(R2.10)
④ 適正な履行期間の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働条件が適正に確保されるよう、適正な履行期間を設定する</li> </ul>	○「適正な履行期間の設定」 ○「履行時期の平準化と適切な業務発注」
⑤ 適切な入札契約方式の選択と技術的能力の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務等においてはプロポーザル方式により技術提案を求める</li> <li>・若手技術者の登用等も考慮する</li> </ul>	○原則全ての新築設計業務におけるプロポーザル方式の採用(H6.6～)(※) ○「建築設計業務委託の進め方」作成(H30.5) ○若手技術者の配置促進の取組の試行(R1.7～)
【業務履行段階】		
⑥ 条件明示と適切な変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切に設計条件を明示する</li> <li>・必要と認められるときは、設計仕様書の変更及びこれに伴い必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う</li> </ul>	○「官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式」制定(H27.3) ○「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」作成(R2.3)
⑦ 履行状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日明け日を依頼の期限日にしない等のウィークリースタンスの適用等により、履行状況の確認を適切に実施する</li> </ul>	○「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」作成(R2.10)[再掲] ○「手戻り防止のための設計業務プロセス管理」 ○「業務環境の改善と生産性向上」
⑧ 情報通信技術(ICT)を活用した生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BIM/CIMや三次元データを積極的に活用するとともに、情報共有システム等の活用の推進に努める</li> </ul>	○全ての新営設計業務及び新営工事にEIR(発注者情報要件)を原則適用、BIMデータを活用した積算業務を試行(R5.4～) ○「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」の改定、「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」の新規制定(R5.3)
【発注者間の連携】		
⑨ 業務実績及び成績評定結果の相互活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績等についてはPUBDIS等を積極的に活用し、発注者間での情報共有に努める</li> <li>・業務成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進する</li> </ul>	○PUBDISによる業務実績及び成績評定結果のデータベース化と発注者間での情報共有(H7～(評定結果はH24～)) ○成績評定の標準化と評定結果の相互利用の促進(H24～)
⑩ 発注者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成・活用の促進に努める</li> </ul>	○「発注者支援業務事例集」作成(H19.5、最終更新H30.5) ○「発注者支援業務等業務委託様式事例集」作成(R1.6)

※「知的財産推進計画2020」(R2.5.27知的財産戦略本部決定)において、「『公共工事の品質確保の促進に関する法律』等を踏まえ、建築設計業務など品質を適切に評価することが必要な業務については、質的な評価により設計者を選定することを徹底する。そのうえで、発注者の取組状況などを踏まえ、必要に応じ、品質を評価すべき知的・創造的業務の明確化など会計法、地方自治法などに基づく公共調達制度や運用の見直しを検討する。」と記載されている。